

平成22年度第1回諫早市健康福祉審議会

- 1 期 日 平成22年6月3日（木）午後3時～
- 2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室
- 3 出席者 委員 17名
(欠席者：管原正志委員、中野伸彦委員、濱崎英夫委員)
事務局 16名
- 4 会議次第
辞令・諮問書交付
辞令交付
諮問
 - ・諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）
 - ・健康いさはや21（諫早市健康増進計画）
 - ・諫早市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画市長あいさつ
健康福祉審議会
開会
委員紹介
事務局職員紹介
議事
 - (1) 会長選出
 - (2) 職務代理者指名
 - (3) 議事録署名人指名
 - (4) 部会委員の指名について
 - (5) 諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）について
 - (6) 健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について
 - (7) 諫早市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画について
 - (8) その他閉会

【辞令・諮問書交付】

1 辞令交付

(略)

2 諮問

- ・ 諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）
- ・ 健康いさはや21（諫早市健康増進計画）
- ・ 諫早市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画

3 市長あいさつ

○市長

皆様、こんにちは。お忙しいところをこの審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。先ほど、辞令を差し上げましたけれども、快くこの健康福祉審議会委員に御就任を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

この審議会でございますけれども、市民の健康増進、社会福祉の向上また医療制度の充実を目的としております。幾つかの部会もございますけれども、この審議会が大もとの審議会ということございまして、私どもの健康福祉部で所管しております事業の中で、最も重要な審議会ということでございます。

これまでも健康福祉総合計画（地域福祉計画）、高齢者福祉計画・介護保険計画、障害者福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画というふうに、御協力を賜りまして、市のあるべき姿といいますか、方向性を、皆様方に御意見を賜りながら計画を進めているという状況でございます。

本日、諮問をさせていただきました諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）につきましては、高齢者や障害者、それだけではなくて成人とか子どもを含めた、すべての市民の皆様方に一人ずつ関連がございます計画を作っていただくということでございます。

そのほかにも諫早市健康増進計画、諫早市高齢者福祉計画、介護保険の事業計画につきましてもそれぞれ関連がございます。それぞれが独立しているようで、それぞれが関連をしているということございまして、全体としてのあるべき姿というものを考えいただきまして、各計画に諮問・答申という形で御意見を賜ればと思っております。

今、少子高齢化と一言で呼ばれておりますけれども、私は61歳になります。あと数年すると高齢者の仲間入りで、10数年しますと後期高齢者の仲間入りをさせていただくということで、団塊の世代がこれから高齢者の仲間入りをし、高齢化率が非常に高くなっていくことになるのかなと思っております。

そういった環境の中で、それぞれの専門の皆様方が素晴らしい意見を出していただき、そして忌憚のない御意見を出していただきまして、これからの福祉

計画の作成に御意見を賜ればありがたいと思っております。

高齢社会というものにつきましては、諫早市だけの問題ではなく、全国的な問題だろうと思っております。諫早市の高齢化率というのはほぼ全国平均で、今、全国平均より少し低く推移をしています。全国平均がこれから伸びてまいりますので、その中では諫早市は全国平均よりも少し低位で推移するのかなという予測も出ておりますけれども、ただそれも全国平均よりはちょっと低いというぐらいの話で、高齢者が多くなっていくというのは、日本の現状からして、そう推移をしていくものと思っております。このように全国平均にほぼ近い水準で諫早市は推移していますけれども、長崎県で見ますと下から4番目ぐらいで推移をしている状況でございます。

ぜひ、皆様方のお力を借りて、将来にわたって健全で運営できるようなそれぞれの計画を作成していきたいと思っておりますので、ぜひ御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私は選挙のときに「夢と希望を子どもたちに引き継ぎたい」と申してきました。ぜひ子どもたちのために、皆様方のお知恵を拝借したいと思っております。

よろしくお願いを申し上げまして、私のごあいさつにさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

【健康福祉審議会】

1 開会

○福祉総務課 課長補佐

引き続きまして、ただいまから平成22年度第1回諫早市健康福祉審議会を開催いたします。

2 委員紹介

(略)

3 事務局職員紹介

(略)

先ほども報告いたしましたけれども、管原委員、中野委員、濱崎委員につきましては、本日の会議に欠席の旨連絡をいただいておりますので御報告いたします。

ただいまの出席者は17名で、健康福祉審議会条例第7条第2項により委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを報告いたします。

(会議資料の確認)

(略)

4 議事

○福祉総務課 課長補佐

議事の進行につきましては、本来であれば審議会の会長が行うところですが、まだ選出されておりませんので、それまでの間事務局が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(1) 会長選出

それでは議事の第1番目、会長の選出をしていただきたいと思います。

会長は、諫早市健康福祉審議会条例第5条の規定により、委員の互選となっておりますので御協議をお願いいたします。どなたか御推薦がございましたらお願いをいたしたいと思っております。

○A委員

現在、諫早市社会福祉協議会の会長を務めていらっしゃる池松委員にお願いしたいと思います。池松委員は行政にも長く携わってこられましたし、この審議会にとっても適任だと思いますし、会長としての責任を果たしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○福祉総務課 課長補佐

ただいま池松委員を会長にという御発言がございました。よろしければ皆さんの拍手をもって御承認とさせていただきます。

(拍 手)

○福祉総務課 課長補佐

ありがとうございます。

それでは池松委員、会長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをお願いいたします。

○会長

改めまして会長として御選任をいただきました池松でございます。

先ほど市長より諫早市健康福祉総合計画ほか2計画について諮問をお受けしたところでございます。今後、それぞれの計画策定に向けまして、また答申に向け審議を進めていくわけですが、それぞれ委員の皆様方のいろんな御意見、それから御提案を忌憚なくお寄せいただきたいと思います。そしてまた御指導、御協議のほどをよろしくお願いいたします。

○福祉総務課 課長補佐

それでは、これよりの議事進行を池松会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2) 職務代理者指名

○会長

健康福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長に事故があるとき、また会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するとあります。この職務代理者を諫早医師会会長の高原委員にお願いをいた

したいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

(拍 手)

○会長

どうもありがとうございます。

(3) 議事録署名人指名

続きまして、この会議の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。廣川委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

《廣川委員了》

ありがとうございます。

(4) 部会委員の指名

次に(4)の部会委員の指名について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○福祉総務課 課長補佐

それでは部会委員の指名について、説明をさせていただきます。

部会委員の会長指名に当たりまして、まずはこの審議会あるいは専門部会の関係について若干、御説明をさせていただきたいと思います。

お配りしております参考資料の4ページから5ページにかけて、諫早市健康福祉審議会条例の第8条で審議会に「部会を置くことができる」といたしております。同じく第2項で「部会に属すべき委員は、会長が指名する」といたしておるところでございます。

次に参考資料1ページでございますが、諫早市健康福祉審議会及び各部会構成をご覧下さい。左側の欄が審議会の概要でございます。所掌事務といたしまして、諫早市における健康福祉医療の各分野に関する基本計画及び実施計画や重要事項を調査審議するものでございます。その右側のほうに部会といたしまして、高齢福祉部会から次世代育成支援対策部会まで四つの部会を設置しております。今後もこの枠組みの中で御協議をお願いしたいと考えておるところでございます。

各部会の委員につきましては、審議会の委員と臨時委員をもって構成をするということにいたしております。このことを踏まえまして会長の指名によりまして、各部会の委員としてお願いをするものでございますが、今から各委員の所属部会の案をお配りいたしますのでよろしく願いいたしたいと思います。

なお、2ページには健康福祉審議会の答申を踏まえて、市がこれまでに策定した計5計画の概要を示しております。

3ページにつきましては、今後のことでございますが、各計画の計画期間を示しております。地域福祉計画、健康いさはや21、高齢者福祉計画につきましては22年度から次期計画の策定作業を行う予定となっております。また23

年度には次期障害者福祉計画の策定作業を行う予定になっております。それぞれの検討に当たりましては、各部会の審議をいただきながら進める予定となっております。

これらの件につきましては、先ほど市長から諮問をさせていただきましたので、この後の議事として担当課より計画内容について御説明させていただきます。

○会長

ただいまお手元に部会委員名簿案がお配りされたかと思えます。あわせまして、説明に対しまして御質問はございませんでしょうか。右側に記載されているのがそれぞれの部会に当たろうかと思えますけれども、御質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それではお諮りをいたします。ただいま配付をいたしましたこの名簿によって部会委員の指名とさせていただきますが、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきたいと思えます。

（５）諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）について

次に議事の５番目、諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）について議題といたします。

○福祉総務課長

議事の５番目の諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）につきましては、福祉総務課が担当をいたしておりますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

今、お手元にございます計画書につきましては、平成１８年に作成いたしまして、計画期間は２２年度までの５年間となっております。今回、諮問をいたしましたのは、次期計画として平成２３年度からの５年間の計画ということになっております。

議事資料の１の３ページをまずお開きいただきたいと思います。その図につきまして若干御説明をさせていただきたいと存じます。

先ほど補佐の富田が幾分触れましたけれども、各部会に審議いただき策定した計画が五つございまして、その中で、計画期間が終期に近づいたものについて、順に諮問をしているという次第でございます。

今回、その中でも地域福祉計画、健康福祉総合計画でございますけれども、

これにつきましては諫早市の最上位計画である諫早市総合計画の健康福祉分野の施策を具現化する計画でございます。先ほど申しました個別の実施計画との整合性を図りつつ、施策の総合的な観点からリードする役割を果たす上位計画でございます。同時に、諫早市の地域福祉を推進する実施計画としての性格がございます。

なお、図の左上の地域福祉活動計画というものがございますけれども、これは市の社会福祉協議会が策定されておられますもので、これは住民側からの地域福祉活動の推進を目指すものとして策定をされているものでございます。基本理念につきまして共有化をいたしておりまして、地域の福祉計画と密接に関係をしているといったものでございます。

それでは、議事資料の1の1ページにお戻りいただきたいと思っております。若干、字が小さくございますけれども説明をさせていただきます。

今回の計画改定の見直しポイントといたしまして、個別計画として近年改定されました諫早市高齢者福祉計画、いさはや子育て応援プラン、諫早市障害者福祉計画、さらに新たに策定いたしました諫早市災害要援護者避難支援プラン、また諫早市食育推進計画というものがございますけれども、そのような計画を踏まえて所要の改定を行うというものでございます。

また地域福祉計画といたしましては、見直しのポイントとして平成19年8月10日付厚生労働省通知によりまして、要援護者情報の把握・共有及び支援につきまして地域福祉計画に盛り込むとされましたので、そのことを踏まえまして所要の改定を行いたいというものでございます。

具体的にはそちらに記載をいたしておりますけれども、要援護者の把握に関する事項といたしまして、適切かつ漏れのない要援護者を日ごろから把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法につきまして明記する。また要援護者情報の共有に関する事項といたしまして、情報を民生委員児童委員等の関係機関と共有する方式や、定期的な情報の更新についても明記する。さらに要援護者の支援に関する事項といたしまして日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策や緊急対応を備えた役割分担と連絡体制について明記するといったものでございます。

このように追加する事項も多々ございますけれども、国の指針また県の計画との整合性を図りながら、これまでの計画期間を通して実施しました実績の評価を行いまして、今後の着実な推進に向けた計画にしていくということが重要なポイントであると考えております。

また、先ほど申し上げました市の社協が策定されておられます地域福祉活動計画と連携をいたしまして、前回も実施いたしましたアンケートなどを今回も実施いたしまして、市民の皆様の御意見・御要望を取り入れるよう検討作業を

進める予定としておるところでございます。

そのこの策定の趣旨に基本理念というものが書いてございますけれども、基本理念につきましましては、県の福祉保健総合計画の理念と合致するように策定をしているところでございます。

また、7番でございますけれども、計画に盛り込むべき事項というのが社会福祉法第107条に記載されておりますが、その盛り込むべき事項を中心に、今回も策定をしていくということになるかと思っております。

2ページをお開きいただきたいと思っております。そこには、今回の計画の策定に係りますスケジュールを表にしております。

本計画は個別の実施計画の上位計画というふうに位置づけられておりまして、また、個別の計画すべてに関連するということから、部会での審議ではなくて、この本会におきまして具体的な御審議をお願いいたしたいと考えております。

そちらの表でございますけれども、6月に本日の第1回目の審議会の開催といたしております。この審議会の終了後、その一番右にありますプロジェクトメンバーの選定としておりますけれども、庁内の関係職員及び市の社協さんの関係される職員様によりましてプロジェクトチームを設置いたしまして、作業を進める予定といたしております。

7月には1回目のプロジェクトチームの会議を開催する予定にしております。内容は現計画の評価・見直しについてまず検討いたします。それと関係課に事業の進捗状況の調査を行いまして、さらに集計を行い、9月の第2回目のプロジェクトチーム会議において、策定する骨子及びアンケート調査の案の作成を検討いたしたいということです。10月に第2回の健康福祉審議会を予定しております。そこで御審議をお願いしたいというふうに考えております。

アンケートにつきましましては11月から1月中旬にかけて実施・回収・集計を行いまして、3回目のプロジェクト会議におきましてその内容を検討して、第3回目の審議会に中間素案としてお示しするというのを考えております。第3回目が23年の1月というところで計画いたしておるところでございます。恐らく1月末になるのかと思っております。

その後、2回ほどプロジェクトチーム会議を開催いたしまして、パブリックコメントを経まして、23年度の7月ごろの本会で最終案の御審議をお願いしたいというふうに考えております。その後、市長へ答申をお願いしたいと考えておるところでございます。

この間、先ほど申しましたように、市の社会福祉協議会が策定されております地域福祉活動計画と連携を密にして進めてまいるといようなことを計画しています。

以上、議題5の地域福祉計画についての御説明とさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

○会長

ただいまの説明に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。

策定のスケジュールにつきましては、23年度の8月に市長へ答申をすることになるので、その間、今年度は10月、1月と、今日を含めて3回、この会を開くような計画になっておるようでございます。

それと、ただいま説明がありましたように社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性、若干、計画年度がずれています。これは23年度からということになっておるわけですが、社会福祉協議会の地域福祉活動計画は24年度からとなっておりますが、アンケート等につきましては共同して実施をいたしていきたいということですので。

そして、計画案の最終年度は、やはり合わせたほうがいいんじゃないかならうかと思えます。これは5年計画になっておりますけれども、社協の計画をちょっと考えてみる必要があるんじゃないかならうかと思っておるところでございます。

質問等ございませんでしょうか。

○B委員

同じような名前がいっぱい出てきて混乱しておるんですけど、今、言われた地域福祉計画というのは、先ほど決めた部会の会とはまた別なんですか。先ほどいろいろ部会のほうの役員を決めましたよね。その会とはまた別なんですか。

○福祉総務課長

お答えいたします。4部会で審議するものではなくて、この健康福祉審議会において地域福祉計画のほうは御審議をいただくということでございます。

○会長

この計画につきましては本会、この審議会によって策定を進めていくということでございますので、どうかよろしくお願いをしておきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(6) 健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について

○会長

それではないようでございますので議事の6番目、健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について議題といたしたいと思えます。

事務局からの説明をお願いいたします。

○健康福祉センター長

議事6番、健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について、御説明させていただきます。

お手元資料は議事資料2でございます。それから最後に「健康いさはや21ってなんですか？」というブルーの18年に策定いたしました概要版をつけさせていただきます。

議事資料2に沿って御説明させていただきます。この健康増進計画は、平成14年に施行されました健康増進法に基づきまして、諫早市におきましても平成18年12月、新市の健康づくりの計画として平成22年度までの5年間として策定いたしました。

お手元資料の4の計画見直しのポイントについて御説明いたしますが、健康増進計画につきましても、今回、平成22年度までが計画の最後になりますが、この間、国及び長崎県の健康増進計画が平成24年度まで2年間延長されております。

そういった中で、諫早市健康増進計画の推進状況を踏まえまして、今回、その4の計画見直しのポイントの白い丸の3番目でございますが、現在の計画の推進状況を踏まえまして、見直し的手法につきましても、(1)、(2)、(3)を挙げさせていただきます。現計画の期間延長。また二つ目が現計画の期間延長とそれぞれの行動指標・健康指標・環境指標というものを一つの推進の目安として、評価として書いております。まずその部分の追補という方法。そして3番目が新しく、新計画の策定といった見直し的手法から今回、検討していただきたいというふうに考えております。

また、現計画を策定いたしました5年前の平成18年以降、さまざまな医療制度、保険制度、健診制度等が変わっております。皆様御存じのとおり、特定健診制度が平成20年度から入りましたし、諫早市におきましても食育推進計画の策定を平成20年度にいたしております。そういうことも併せ持って、この三つの見直しの方法をまず検討したいと考えております。

それから、議事資料の2の1ページの5番目の策定の趣旨。これは先ほどの「健康いさはや21ってなんですか？」という概要版に記載しているとおり、この健康増進計画が目指すものですが、市民一人一人がさまざまな、妊娠期から赤ちゃん、それから子ども、それから成人、高齢期等、そういうステージにわたって、生涯にわたってそれぞれ自分らしく暮らしていけるように、そういう健康なまちづくりを目指したいというのが、この策定の趣旨でございます。

7番の計画に盛り込むべき事項は、今、申しあげましたそれぞれのライフステージ、年代、世代別に分けたところの指標。行動指標はみんな市民それぞれの該当する世代の者たちが、私だったらこういうことができるよねと。例えば1週間に1回は運動できるかなとか、食事ちょっと気をつけられるかなとか、かかりつけ医と頑張ってきてちゃんと困らないようにしていこうねとか、健診は受けようねというような行動指標。

それから健康指標は行政の事業の推進、さまざまな専門・地域団体との協力、市民との協力という形で、赤ちゃんが元気に生まれる、元気な高齢者が割合として多いというような健康指標。

組織・資源・環境指標というのは、みんなで協働して行政・市民、それぞれの団体こぞってやっていこうと。そこでいろいろな社会資源が出てくるという指標を上げております。

それから、健康なまちづくりを進めていくということで、最初は何と言いましても家庭・地域。それからいろいろな事業所の協力。そういうような団体と、それから保健福祉圏域ごとにさまざまなそれぞれの地域の特性を生かした推進体制を、ぜひ事項の中には継続して盛り込んでいけたらと考えております。

策定の時期といたしましては、先ほど申しました計画見直しの1、2、3によって、御審議していく中で当然変わっていくものと思っております。

2ページをお開きください。ここで医療部会と書いておりますが、すべて健康医療部会と修正してごらんになってください。この部会におきましては、現計画を国・県等が期間延長されていることを踏まえますと、現計画の延長の場合は3回の健康医療部会を開催いたしまして計画策定、市長答申へとつなげる。さらにいろいろ御審議いただく中で新計画の策定となった場合は、健康医療部会等での審議が増えると考えまして、23年になるようなスケジュールを考えております。

3ページにつきましては、今の期間の延長等を踏まえましてところで、平成20年度で中間評価を行っております。この中間評価では、本審議会への報告において健康医療部会長より計画の最終年度の平成22年度に、今申し上げました国や県の計画などとの整合性を考慮して、その点についても、見直しについて審議いたしたいということ、3ページの課題4のところを審議会に部会長より報告されているところでございます。

4ページをお開きください。どの計画も市の計画にそれぞれ関連がございますし、また健康増進計画につきましては平成12年以来、国の健康づくり運動というのが先駆けて行われまして、国・県とも10か年計画で進められておるところでございます。先ほど申しましたように、その間にさまざまな制度等が変わったり、新制度が導入されたりという形の中で、関連する計画の一覧を上げさせていただいております。

下のほうの県の健康ながさき21が平成22年度から24年度まで延長されております。それから、国におきましても健康日本21というのが平成17年、18年を経て、最終年度が22年度から24年度に延長されているということ、ここでお示しいたしております。

5ページ、6ページにつきましては、今、私が申しましたこの医療制度とか、

それから健康づくり制度とか健診制度等がどのように変わって、それが健康増進計画とどのような関係があるかということです。関連する計画ということで、今、盛んに言われておりますメタボリック対策が、この生活習慣病対策の推進体制でございますので、参考までにつけさせていただきました。

このように諫早市の健康増進計画、健康いさはやにつきましては、平成20年度に行いました中間評価の課題状況を踏まえまして、御審議を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、健康いさはや21（健康増進計画）について御説明をさせていただきました。

○会長

国の計画、県の計画そしてまた諫早市の基本構想、基本計画、そしてまた福祉部門の上位計画と、複雑多岐にわたっております、非常にわかりにくいところですが、担当者からはきちんと説明をいただいたかと思えます。

何か御質問等ございませんでしょうか。

○C委員

最後の、健康いさはや21の6ページのところでございますが、現在、健診をいたしております、そしてその健診の後は特定健診、それから指導ということになっております。指導は今、市のほうが保健師さんでやっていただいておりますけれども、これを見ますと民間事業者というのがここに入ってきています。これは諫早市においては、どういう形でされるのか教えていただきたいと思っております。

○保険年金課長

保険年金課の国保を担当しております。特定健診はもう既に説明が何回もあっておりますように、平成20年度から保険者に義務づけられて、当然諫早市がやっていたものを国民健康保険に関しては保険年金課でやっております。それとあわせて各保険者では、健診とあわせて指導ですね。一応、健診で一定基準のもと、基準からオーバーされた方については健診をやっているところです。今、国保に関しましては委員から言われるとおり、市が直接、市の保健師と、諫早市の体制で言いますと嘱託等を雇いながら、市の直接事業としてやっておりますのでございます。

ただ、この民間事業者の活用というのが、今後、保健指導の対象者となる数が増えてきたときに、市の体制でそのまま続けたほうが費用対効果でいいのか、その辺を検証しながら、今後の検討課題ということで思っているところでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特にないようでございますので、本諮問につきましては、先ほどから話があったおりました健康医療部会に付託することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

はい、ありがとうございます。

そのように取り計らいさせていただきたいと思います。

（7）諫早市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画について

それでは議事の7番目、諫早市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画について議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

○高齢介護課長

私のほうからは、議事資料3の諫早市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画について御説明いたします。

2番に書いておりますように、根拠法令といたしましては老人福祉法第20条の8、それから介護保険法第117条でございます。

まず、老人福祉法第20条の8でございますが、「市町村は地方自治法の基本構想に即して老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする」。それから、介護保険法では第117条で「市町村は基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と定めてあります。なお、両計画についてはそれぞれの法で「一体のものとして策定されなければならない」と定められております。

次に3番目、現計画の策定期間でございますけれども、平成20年度に、先ほど申しましたように一体の計画として「諫早市高齢者福祉計画」「諫早市介護保険事業計画」を策定しております。介護保険法が平成12年度から始まっておりまして、次期計画は第5期になります。23年度末までが第4期の計画でございますので、23年度末までに新計画を策定する必要がございます。

それから4番の新計画の策定におけるポイントでございますが、高齢者福祉計画においては、「急速に進む超高齢社会への対応、年々、急速に進む超高齢社会を展望し、現計画の検証を踏まえ、高齢者のニーズに即した実効性のある計画を策定する」としてあります。第4期の諫早市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の15ページをお開きいただきたいと思います。高齢者人口は平成38年度にピークを迎えるという推計を出しております。約4万人、これがピークです。さらにその5年後、平成43年、75歳以上の後期高齢者の方が約

2万3,000人。それからここには記載しておりませんが、さらに五、六年後、高齢化が進みまして認定者の方がピークになるのではないかというふうに思われます。

議事資料のほうを見ていただきまして、先ほど福祉総務課長から説明がありましたように、「地域福祉計画との整合性を図る計画とする」ということとさせていただきます。

次に介護保険事業計画につきましては第3期、18年度からの計画で設定いたしました平成26年度の目標に至る最終段階の位置づけとなります。国のほうが基盤整備に対する参酌標準を定めておりますが、その最終目標ということとです。厚生労働省は夏ごろまでに計画のポイントを整理したいということをおっしゃっております。それから、平成22年度秋ごろ、基本方針の骨格案が示される予定でございます。

あわせて今現在、「日常生活圏域ニーズ把握手法」のモデル事業が行われておりますが、それに基づいた調査及び策定を進めることとしております。

また、介護予防事業の効果推計等を行って、推計に基づいた適切な見込みの設定を行うこととしております。

策定の主旨といたしましては、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう両計画を一体的に策定することとしております。

計画の性格・役割といたしましては、高齢者福祉サービスにかかわる3年間の実施計画として位置づけるものでございます。

盛り込む事項といたしましては、高齢者の現状と施策への課題。高齢者福祉政策目標、それに基づく具体的な指針。介護保険事業におけるサービス基盤の整備、地域支援事業の取り組み、事業量見込み等。それから高齢者アンケートの結果等を掲載するようにしております。

策定期間といたしましては、平成24年2月ごろを目指しております。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。左のほうから、健康福祉審議会と高齢者福祉部会のスケジュール、右のほうに市の事務、それから一番右に国・県等関係機関のスケジュールを載せております。

まず9月ごろに基本指針骨格案が提示されて、あわせて日常生活圏域ニーズ把握手法の提示がある予定でございます。それを踏まえて、市のほうで10月に高齢者実態調査のアンケートの案を作成いたしまして、11月にそれをもとにして高齢福祉部会の第1回会議で、高齢者実態調査アンケートの案について審議をいただくようにしております。

それから12月から1月にかけては、高齢者の実態調査とあわせて介護事業者の参入意向調査をすることとしております。翌23年の3月にこのアンケート調査を踏まえた結果報告、事業者参入調査の結果報告をいたします。

7月にその実績集計、分析、施策を検討いたしまして、第3回の高齢者福祉部会を開催いたします。基本データ等を提示し、福祉施策や介護給付の実績等について御審議いただくこととしております。8月から9月にかけて国から保険料算定のソフトが配付されますので、ここからが本格的な計画策定の作業に入っております。

第4回の高齢福祉部会を10月ぐらいに開催いたしまして、計画の構成でありますとか一般高齢者施策、それから介護のサービス見込み量、保険料の仮設定、施設整備、基盤の整備の素案、地域支援事業施策の素案等を御審議いただくこととしております。

1月に第5回の高齢福祉部会を開催し、中間案、それから保険料の算定について御審議いただき、2月の第6回の会議で部会としての計画の最終案、保険料の最終の御報告をすることといたしております。

2月下旬ごろになろうかと思っておりますけれども、健康福祉審議会のほうに計画の答申をするという運びになります。それから3月に議会報告、条例改正を行うことになります。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま高齢者の福祉計画、介護保険事業計画についての説明があったところでございますけれども、何か御質問等はありませんでしょうか。

一つだけ私のほうからいいですか。これは介護保険料の算定というのは、スケジュールの中での24年の2月。これはこの部会でやるんですか。諮問があって答申を書くという形。

○高齢介護課長

部会のほうでは介護保険の基盤整備でありますとか、見込み量についての御審議をしていただきます。保険料の算定そのものにつきましては、その見込み量に基づいて設定されるということになります。保険料を幾らにするかというような御審議についてはしていただかないということになっております。

○会長

それは国保審議会でするということですか。

○高齢介護課長

その額自体は、議会の議決事項になってまいりますので、あくまで見込み量を出して審議いただいて、その見込み量に基づくところといった額になりますという御説明をいたしておるところです。

○会長

わかりました。

ほかに何か御質問はありませんでしょうか。

○D委員

高齢者の実態調査のアンケート調査ですが、これはどういう方法でやられますか。

○高齢介護課長

アンケートの内容とか結果については介護保険事業計画の65ページに一応ございます。それからアンケートの内容については、資料の6ページをごらんいただきまして、調査の対象といたしましては一般高齢者の方と要介護認定者の方に対して行っております。

それぞれ調査対象として2,000人ほど無作為抽出を行いまして、郵送によりましてアンケートを実施しております。中ほどに表がございますけども、前回は有効回収率が6割程度でございました。

アンケートの素案につきましては、先ほど国のほうの日常生活圏域ニーズ把握手法の提示があると言いましたけれども、この辺で求められている事項です。

それから65ページ以降に世帯の状況、健康状態、それから健康維持のために気をつけていらっしゃる、日常生活で困っていること、生きがいを感じる、今後してみたいこと等について各項目がございますけども、こういった内容を、こういった格好で諮問したらいいかというのを御審議していただきます。前回も活発な御意見をいただいて、部会の委員の皆様方の意見を取り入れさせていただいております。

○会長

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特にございませんようですので、本諮問については高齢福祉部会に付託することとなりますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。そのように取り計らいをさせていただきます。

(8) その他

最後になりますけれども、その他ということで委員の皆さんから何かございませんでしょうか。今まで説明がいろいろあったわけですが、全体通して何でも結構だと思います。

○C委員

すみません、最初に戻ります。

諫早市健康福祉総合計画のところの資料の1ページで、4、計画見直しのポイントというところの地域福祉計画に関してということで、丸の2番目の要援

護者情報の共有に関する事項。いつもいろんなこういう調査をやるときに情報を把握しろ、把握しろという形がありながら、市のほうからは民生委員のほうになかなか情報が行かなかったこともあると思うんです、個人情報。かなり改善はされてきたんですけど、これは国の方針としても全体としても、情報を共有という形でどんどん進められるようになったんですね。

例えば、今の地域包括支援センターでもいろんな情報、今はかなり流れているみたいですけど、最初のころ、平成12年ごろの在宅介護支援センターのときは老人の状態を把握しろ、把握しろ、しかし情報はやらんというような形がありましたけれど、今は全然違うわけですね。

○福祉総務課長

情報の共有の件でございますけども、先ほどの説明の中で申し上げましたが、諫早市災害時要援護者避難支援プランというものを作成しているところなんですけれども、その中でも情報の共有ということで、提供していくということにしておるところでございます。

○福祉総務課 課長補佐

要援護者の支援につきましては、既に要援護者の把握を行っておりまして、もう2回ほど調査をいたしております。昨年、さらに見守りネットワークの観点から高齢介護課、福祉総務課、社協とタイアップして要援護者の調査を行い、現在、3千数百名の登録をしていただいております。

それらの情報につきましては地域での見守りという観点から、民生委員さんとか自治会とか社協とか消防署等々、関係機関で共有することによって見守りを図っていくということで考えておるところでございます。

○C委員

どうもありがとうございました。最初の介護保険前夜とかその直後ぐらいのときは、ずっとそこがネックになっとったものですから。そういう意味でちゃんと情報が共有できるということは非常にいいことだと思いました。どうもありがとうございました。

○会長

ただいまの件で、地区の社会福祉協議会等でも同じようなことが言われてまして、そしてほとんどは町内会とか社会福祉協議会とか、そういう情報の共有化は絶対必要だと。しかし、一たん調査は出したけれども、その後どうなってるのだろうかというような意見も出ておりましたので、参考のためにいろいろ調査もしてほしいと思います。

○E委員

先ほどのアンケート調査のことなんですけど、これは本人の調査と家族の調査もされるんですか。

○高齢介護課長

一般高齢者と要介護認定者両方の調査があると申しましたけども、当然一般高齢者の方については御自分でアンケートの記載をされます。それから要介護認定者の方につきましては御自分で書いていただく部分と、家族の方が書いていただく部分と両方ございます。

○E委員

わかりました。ちょっと認知症の問題がありましたんで、本人はどうかなと思って聞きました。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ほかにないようでございますので、次に次回の日程等について、事務局からの提案をお願いいたしたいと思います。

○福祉総務課 課長補佐

それでは、次回の開催スケジュール等につきまして、説明いたしたいと思います。

本日、諮問いたしました諫早市健康福祉総合計画（地域福祉計画）にしまして、10月ぐらいをめぐりまして本年度、第2回目のこの審議会の開催を予定しております。

また、部会につきましては、それぞれ本年度の第1回目の開催を、健康医療部会は8月ぐらいに、健康福祉部会及び次世代育成支援対策部会につきましては11月ぐらいをめぐりに予定いたしておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思います。

なお詳細につきましては、別途文書にて御連絡差し上げますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○会長

ただいまの日程の説明について何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

特にないようでございます。ほかになければ以上をもって議事を終了いたしたいと思います。

あとの進行は、事務局にお願いをいたします。

御協力ありがとうございました。

5 閉会

○福祉総務課 課長補佐

それでは閉会に当たりまして、健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

○健康福祉部長

どうも本日は長時間にわたりまして御審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日、諮問をさせていただきました健康福祉総合計画（地域福祉計画）及び健康いさはや21につきましては、合併後、策定をしたわけですが、既に5年を経過したということで今回、改めて次期の計画を策定するものでございます。

また先ほどからいろいろ御意見が出ておりました高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、今年は第3期の中間年に当たります。次期計画の策定される24年度からの数年間、いわゆる団塊の世代に属する市民の方々が65歳に到達するというので、急速に高齢化が進む中で計画をしていく必要があるということで考えております。本市におきましては高齢者福祉施策を切れ目なく実施するためにも、これまで以上に早い段階から計画を策定する必要があるということで、本日の諮問に至ったところでございます。

それぞれの計画につきましては先ほど来、説明の中でスケジュール等につきましては御説明をさせていただいておりますけれども、本日も皆様方から貴重な御意見をいただきました。それぞれ部会や庁内での検討会の中に生かしていきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、諫早市健康福祉総合計画の目指す目標像でございます、すべての市民一人一人がその尊厳を保持され、生涯を通じて住みなれた地域で自立した生活を送ることができ、心身ともに健やかに生まれ、安心して暮らすことができ、そして地域社会の一員としてあらゆる社会参画活動に参加することができる諫早市のまちづくりの実現に向けて、さらに努力する所存でございます。今後ともよろしくお願い申し上げまして、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○福祉総務課 課長補佐

池松会長、委員の皆様、大変お疲れさまでした。以上をもちまして平成22年度第1回健康福祉審議会を閉会いたします。

（午後4時24分終了）